

81	建設局	無電柱化の推進
事業概要	<p>都は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的に、国や区市町村、関係事業者と連携し、無電柱化を積極的に推進している。</p> <p>また、都内の道路延長の約9割を占める区市町村道の無電柱化の促進に向け、区市町村の無電柱化事業に対する財政支援および技術支援を行っている。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 61 年度から 8 期にわたり無電柱化推進のための計画を策定し、主に電線共同溝方式による無電柱化事業を進めている。事業の実施にあたっては、都の事業執行を補完するため、(公財)東京都道路整備保全公社を活用するとともに、電線管理者が所有する既存ストック（管路やマンホール等の施設）を活用した整備により、事業を推進している。 ・平成 29 年 6 月には、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした、「東京都無電柱化推進条例」を都道府県で初めて制定した。 ・あわせて、都が管理する都道及び指定区間外国道を対象とし、道路法第 37 条第 1 項の規定により電柱の新設を禁止した。 ・これまでの整備により、令和 6 年度末現在、都道の整備対象延長 2,328km のうち、1,121km を地中化し、地中化率は 48%である。 ・近年、激甚化する自然災害に備えるためにも、更なる無電柱化の推進が必要である。このため、都道、臨港道路、区市町村道などにおいて、島しょ地域も含め、これまでの歩み以上に無電柱化の取組を加速させるため、令和 3 年 2 月に、都道のスピードアップなど 7 つの戦略からなる「無電柱化加速化戦略」を策定した。 ・「無電柱化加速化戦略」を踏まえ、令和 3 年 6 月、条例等に基づく「東京都無電柱化計画」を改定した。この中で、2040 年代に向けた無電柱化の基本的な方針や目標を定めるとともに、今後 5 か年の整備計画を示した。 ・令和 4 年 1 月に策定した「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」では、都道や港・空港の整備目標や立地特性等を考慮した整備手法のほか、2030 年代に向けて整備する都道や港・空港の具体的な箇所などを整備計画として示した。また、町村道等についても無電柱化を促進し、「電柱のない島」を目指すための取組をあわせて示した。 ・令和 4 年 9 月に策定した「利島・御蔵島無電柱化整備計画～電柱のない島に向けて～」では、島しょ地域における「電柱のない島」の実現に向け、先行整備する島として選定した利島及び御蔵島を対象とし、整備計画などを示した。 ・都内の道路延長の約 9 割を占める区市町村道の無電柱化を促進するため、区市町村が実施する無電柱化事業に対する財政支援を行っている。平成 27 年度には、都市防災機能の強化に向けた取組として、「防災に寄与する路線」を補助対象とし、設計費や工事費等を補助しており、令和 7 年度からは、都道と災害拠点病院など防災上重要な拠点につながる区市町村道において、設計費等の補助率を拡充（1/2 から 3/4）するとともに、補助期間を令和 16 年度末まで 10 か年延長している。 ・また、区市町村道の無電柱化を一層促進するため、平成 29 年度から「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を創設し、無電柱化推進計画の策定や、低コスト手法の導入に取り組む区市町村に対して工事費等を全額補助するなど、財政支援を拡充した。令和 5 年度には、事業の認定期限を令和 9 年度末まで 4 か年延長させ、さらに多くの区市町村がこの制度を活用できるよう支援強化を行っている。 ・無電柱化事業の PR として、通勤や通学など日常生活で利用する道路の電柱や電線の存在を再認識し、無電柱化の意義や効果を実感していただくことを目的とした「フォトコンテスト」や、無電柱化設備の実物大モデルの見学などを通じて、無電柱化の仕組みをより理解していただくことを目的とした「無電柱化ファミリーイベント」をこれまで開催している。 																
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの経過</p>	<p>○都道における無電柱化の整備状況（令和 6 年度末現在）</p> <table border="1" data-bbox="363 1809 1295 1971"> <thead> <tr> <th></th> <th>整備対象延長 (km)</th> <th>整備済延長 (km)</th> <th>地中化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部</td> <td>1,288</td> <td>877</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>多摩</td> <td>1,040</td> <td>244</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>2,328</td> <td>1,121</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>		整備対象延長 (km)	整備済延長 (km)	地中化率 (%)	区部	1,288	877	68	多摩	1,040	244	23	全体	2,328	1,121	48
	整備対象延長 (km)	整備済延長 (km)	地中化率 (%)														
区部	1,288	877	68														
多摩	1,040	244	23														
全体	2,328	1,121	48														

<p>現在の進行状況</p>	<p>センター・コア・エリア内の都市計画幅員で完成している都道において、令和元年度末までに無電柱化が概ね完了した。</p> <p>引き続き、震災対策上、重要な位置付けにある環状七号線をはじめとする第一次緊急輸送道路や環状七号線の内側エリア、主要駅周辺などの道路において整備を進めている。</p> <p>○ 令和7年度事業 環状八号線や新奥多摩街道など（約54km） 区市町村補助（20区17市4町4村）</p>	
<p>今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DXの推進と事業推進体制の強化により、無電柱化の更なるスピードアップの実現を目指す。 ・区市町村への支援では、「無電柱化チャレンジ支援事業制度」について、令和7年度は43区市町村へ支援を行っていく。あわせて、区市町村が設置する技術検討会への職員の参加や、都と区市町村による協議体を活用し、区市町村の無電柱化を一層促進していく。 ・また、「防災に寄与する路線」について、令和7年度は9区1市に対して支援を行っていく。 ・無電柱化の重要性について、都民に理解と関心を深めてもらえるよう、SNSやデジタルサイネージなど様々な媒体を活用するとともに、11月10日の「無電柱化の日」に合わせた啓発イベントなどを通して、広く都民に無電柱化の意義や効果を発信していく。令和7年度は、通勤や通学など日常生活で利用する道路の電柱や電線の存在を再認識し、無電柱化の意義や効果を実感していただくことを目的として、フォトコンテストを開催する。 ・さらに、無電柱化の事業箇所においても、工事の手順や事業完了後の街並みを示したPR看板を設置するなど、事業の必要性や効果を広く都民へ訴えていくことで、理解と協力を得ながら事業を推進していく。 	
<p>問合せ先</p>	<p>建設局 道路管理部 安全施設課</p>	<p>電話 03-5320-5305</p>